

# 鳥取大学体育会剣道部 部則

## 第一章 総則

(名称)

第一条 この部は、鳥取大学体育会剣道部と称する。

(所在)

第二条 この部は、鳥取市湖山町南四丁目一〇一番地の鳥取大学内に本部を置く。

(目的)

第三条 この部の部員は、学則を遵守し剣道を通じて部員相互の親睦を図り、心身を鍛錬し、礼儀を守り、人間完成に努力することを目的とする。

(組織)

第四条 この部は、本学学生を以って組織する。

## 第二章 行事及び事業

第五条 この部は、第三条の目的を達成する為に左の行事及び事業を行う。

- 一、剣道に関する研究、調査
- 一、種団体の主催する大会の選手派遣
- 一、稽古、春夏合宿、強化練習、寒稽古、遠征
- 一、この部の、活動の記録及びその保存
- 一、この他この部の目的達成に必要と認むる事項

## 第三章 機関

### 第一節 役員

第六条 この部に、左の役員を置き、その任期を一ヶ年とする。但し、町人を妨げない。

- 一、部長 一名
- 一、副部長 三名（一名は医学部より）
- 一、師範 一、副師範
- 一、監督 一、助監督
- 一、主将 一、副主将 一、主務 一、副務
- 一、会計 一、OB連絡 一、体育会役員
- 一、女子責任者（但し、主将が女子の場合は『男子責任者』を置く）

### 第二節 役員選出

第七条 部長、副部長は本学教職員中より部員総会に於いて部員の推薦により決定する。

第八条 監督、助監督は学生会員の協議によって選出し、部長の承認を得て決定する。

第九条 主将、副主将、主務、副務、会計、OB連絡、体育会役員、女子責任者は、部員総会で選挙により決定し、部長がこれを任命する。

### 第三節 役員の仕事

第一〇条 部長は、部を代表して統理する。

第一条 師範、監督は、この部の部員の訓練指導にあたり、部長を補佐する。

第二条 副師範は、この部の部員の訓練指導にあたり、師範を補佐する。

第三条 助監督は、この部の部員の訓練指導にあたり、監督を補佐する。

第四条 主将は、部員を統率し、部則に即しその目的を遂行する。

第五条 副主将は、主将を補佐し主将事故ある場合はこれを代用する。

第十六条 主務、副務、会計、OB連絡、体育会役員は、この部に於ける各種の事務諸般を司り、その任務を遂行する。

第十七条 女子（男子）責任者は、女子（男子）部員を統率する。

### 第四節 会合

第一八条 この部の会合は、役員会、部員総会を置く。

第十九条 役員会は、学生役員を以って構成し、必要時に応じ随時主将が召集して開催し、全部員を代表し議案

に対する審議決定を行い、必要あれば部員総会に提出する。

第二〇条 部員総会は部の最高決議機関として部員の半数以上の出席によって成立し、議案は出席者数の過半数の同意を以って決議される。但し部員総会は役員会が必要ありと認めた場合これを召集する。

第二一条 部員総会は委任状を承認する。

第二二条 役員会に附議する事項は左の通りとする。

一、各大会に出場する選手の選出

二、学生連盟、その他種々の議案に関する事項

三、その他の緊急事項

第二三条 部員総会に附議する事項は左の通りとする。

一、部則の改正

二、役員を選出

三、その他重要な事項

### 第五節 学生役員

第二四条 学生役員は正当な理由ある場合に限り部員総会に於いてこれを承認する。

第二五条 第二四条により欠員を生じた場合は直ちに役員会が部員総会に諮りこれを委嘱する。右により委嘱された役員は任期は前任者の残余機関とする。

第二六条 学生役員は部員総会に於いて出席部員の三

分の二以上の同意がある場合には、これを行うことができる。それにより欠員を生じた場合は第二五条に準ずる。

## 第四章 会計

第二七条 この部の会計年度は毎月一月一日より一二月三十一日迄とする。

第二八条 この部の経費は、地域学部、農学部、医学部、工学部の自治会予算、学校当局の補助金及び部費、OB会費（後援会費）、その他の雑収入を以ってこれに充てる。

第二九条 会計報告は毎年一回部員総会に於いて行う。

## 第五章 入部退部並びに懲戒

第三〇条 この部に入部せんとする者は、所定の用紙に必要な事項を記入し、主将の承認を得る事を必要とする。

第三一条 この部を退部する際は、学生役員に申し出、役員会の承認を受くる事を要す。

第三二条 この部の部員で、剣道部部員の責任を全うせず部の秩序を乱し、この部の目的に反する行為ありと役員会で認めた場合はその決定に応じ、主将はこれを懲戒に処する事を得る。

## 附則

- 一、この部則の改正を必要とするときは、役員会で審議した上、部則総会で出席部員の三分の二以上の決議により改正するものとする。
- 二、この部則施行上必要な細則は、役員会によってこれを定める。
- 三、この部則は、平成十七年四月一日改定する。

## 細則

- 一、役員会に於いて、医学部内では医学部剣道部部长、医学部剣道部主将、医学部剣道部主務・副務を別に定める。
- 二、役員会は、広義として学生役員の主将、副主将、主務、副務、会計、OB連絡、体育会役員、女子責任者の会合である。又、狭義として医学部学生役員だけのもの及び医学部を除く学生役員の会合である。
- 三、部員総会は、広義として全学部の部員の会合である。又、狭義として医学部部員だけのもの及び医学部を除く全部員の会合である。広義とするか狭義とするかは学生役員に任せるものとする。
- 四、本部則第二七条に於いて医学部での会計面は医学部独自に運営できる。但し、本学鳥取地区に在籍する医学部学生分は含まない。

